

輸出令別表第1の2の項(12)及び6の項(2)にある「※」欄の意味について
(輸出令別表第1の10の項(2)にある「※」欄も同様の考え方で記入して下さい。)

輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用)

※ハ用 研削をすることができる工作機械	貨物名：N C円筒外面研削盤（旋削オプションあり） メーカー名：C I S T E C 型及び銘柄：C I S T E C - 2 0 X X
----------------------------	---

©CISTEC

2024.02.01施行省令等対応 (1 / 1)

判 定 欄	注 釈	記 入 欄
2 - (12) 核兵器の開発又は製造に用いられる 工作機械その他の装置であつて、 次に掲げるもの 1 数値制御を行うことができる工作機械		
[省令] 第1条 輸出令別表第1の2の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。 十四 工作機械（金属、セラミック又は複合材料を加工することができるものに限る。）であつて、 輪郭制御をすることができる軸数が2以上の電子制御装置を取り付けることができるもののうち、次のイからニまでのいずれかに該当するもの（ホに該当するものを除く。）	該 当 ○ 非該当 × 対象外 □ 【×】	※印のない下記の緑色部分の[]及び除外規定の〈 〉、〈 〉欄をすべて検討し、最終的な該非判定を記入します。 ※印のある黄色の欄は、当該機能がある場合は、□ YESにレ点等を入れます。 この例の場合は、「旋削」機能があるため、※イ用の「旋削をすることができる工作機械用」でも、該非判定をする必要があることを意味しています。 直ちにリスト規制該当という意味ではありません！
※イ 旋削をすることができる工作機械か ※ロ フライス削りをすることができる工作機械か	■ YES □ NO □ YES ■ NO 【×】 《×》 《○》 【○】	→※イ用 →※ロ用] 除外
ハ 研削をすることができる工作機械であつて、次の（一）から（三）までのいずれかに該当するもの（次の（四）又は（五）に該当するものを除く。） （一）国際規格 ISO 230-2 (1988) で定める測定方法により当該Z軸の全長について測定したときの位置決め精度が0.004ミリメートル未満のもの	【×】 《○》 【○】	(軸 : mm) 数値 (1 軸) 数値 (2 軸) 数値 (外径 : 140 mm (長さ : mm)
（二）輪郭制御をすることができる回転軸の数が2以上のもの	【×】	
（三）輪郭制御をすることができる軸数が5以上のもの	【×】	
（四）円筒外面研削盤、円筒内面研削盤 又は円筒内外面研削盤であつて、次の1及び2に該当するもの 1 外径又は長さが150ミリメートル以内のものを研削するように設計したもの 2 国際規格 ISO 841 で定めるX軸、Z軸及びC軸のみを有するもの	《○》 《○》	
（五）ジグ研削盤であつて、次の1及び2のいずれにも該当しないもの 1 国際規格 ISO 841 で定めるZ軸を有するもののうち、国際規格 ISO 230/2 (1988) で定める測定方法により当該Z軸の全長について測定したときの位置決め精度が0.004ミリメートル未満のもの 2 国際規格 ISO 841 で定めるW軸を有するもののうち、国際規格 ISO 230/2 (1988) で定める測定方法により当該W軸の全長について測定したときの位置決め精度が0.004ミリメートル未満のもの	《-》 《-》 《-》 《-》	ジグ研削盤ではありません。 簡潔に理由を記載します。
※ニ 放電加工（ワイヤ放電加工を除く。）をすることができる工作機械か	□ YES ■ NO →※ニ用	数値 (軸 : mm) 左記の機能はありません。
ホ 工作機械であつて、次のいずれかを製造するためのみに設計したもの （一）歯車 （二）クランク軸又はカム軸 （三）工具又は刃物 （四）押出機のウォーム	《×》 《×》 《×》 《×》	除外 左記の工作機械ではありません。

作成責任者： (作成年月日：	年	月	日)
会社名	<hr/>		
所属・役職	<hr/>		
(フリガナ)	<hr/>		
氏名	<hr/> 印		
電話	<hr/>		

判 定 結 果	□該当	■非該当
該当項番		
① 輸出令別表第1の項番〔		〕
② 貨物等省令の条項号等の番号等 〔		〕
〔		〕

※印がある欄は、当該機能がある場合は、□YESにレ点等を入れ、それに応対した項目別対比表（※用）で、該非判定をすること。直ちにリスト規制該当という意味ではない。応対した項目別対比表（※用）の判定結果も合わせて、最終的な該非判定を行うこと。